

## 議案第5号

印西都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

印西都市計画生産緑地地区の変更(白井市決定)

印西都市計画生産緑地地区中西白井南第一第一種生産緑地地区ほか7地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考	
番 号	生 産 緑 地 名			
	西白井南第一第一種生産緑地地区	約 2.12 ha	一部廃止	△約 0.37 ha
	白井北第一第一種生産緑地地区	約 2.34 ha	一部廃止	△約 0.13 ha
	白井北第二第一種生産緑地地区	約 0.92 ha	一部廃止及び 地積更生	△約 0.37 ha
6	白井第六生産緑地地区	約 0.40 ha	一部廃止	△約 0.23 ha
24	富士第六生産緑地地区	約 0.08 ha	一部廃止	△約 0.83 ha
30	名内第四生産緑地地区	約 1.20 ha	一部廃止	△約 0.21 ha
36	河原子第六生産緑地地区	約 - ha	廃止	△約 0.82 ha
38	河原子第八生産緑地地区	約 0.17 ha	一部廃止	△約 0.20 ha
合 計		約 7.23 ha	一部廃止、廃止 及び地積更生	△約 3.16 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

白井北第二第一種生産緑地地区については、生産緑地法第10条に基づく買取申出に伴う行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、地区の一部を廃止するとともに、地積の錯誤訂正に伴い、面積に減少が生じたことから都市計画面積の変更を行う。

24号富士第六生産緑地地区については、公共施設等の用に供したことにより、生産緑地としての機能が失われたため、地区の一部を廃止とする。

その他の地区については、生産緑地法第10条に基づく買取申出に伴う行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、地区の一部及び全部を廃止とする。

1 変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地の全体の内訳表			
地区数	追 加	廃止及び 地積更生	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
8	約 0.00 ha	約 3.16 ha	△ 約3.16ha	40	約 35.37 ha	41	約 38.53 ha

## 変更理由書

白井市では、昭和 61 年 12 月 23 日に旧生産緑地法に基づき、第一種生産緑地地区約 30.2 ヘクタールを指定した。

また、平成 13 年 4 月 1 日の市制施行に伴い三大都市圏の特定市となったため、平成 13 年 11 月 16 日に改正生産緑地法に基づき、約 23.05 ヘクタールを指定し、さらに平成 14 年 11 月 22 日に土地区画整理事業区域内において約 0.66 ヘクタールを追加指定し、現在では 41 地区、約 38.53 ヘクタールが指定されている。

今回、変更される生産緑地地区は、旧生産緑地法地区 3 地区、改正生産緑地法地区 5 地区の計 8 地区である。

旧生産緑地法地区 3 地区は、指定後 10 年の行為制限期間の経過により「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから一部を廃止するものである。

改正生産緑地法地区 5 地区は、主たる従事者の故障、死亡及び公共施設等の敷地に供されたことにより「行為の制限」が解除され、生産緑地としての機能が失われたことから一部及び全部を廃止するものである。

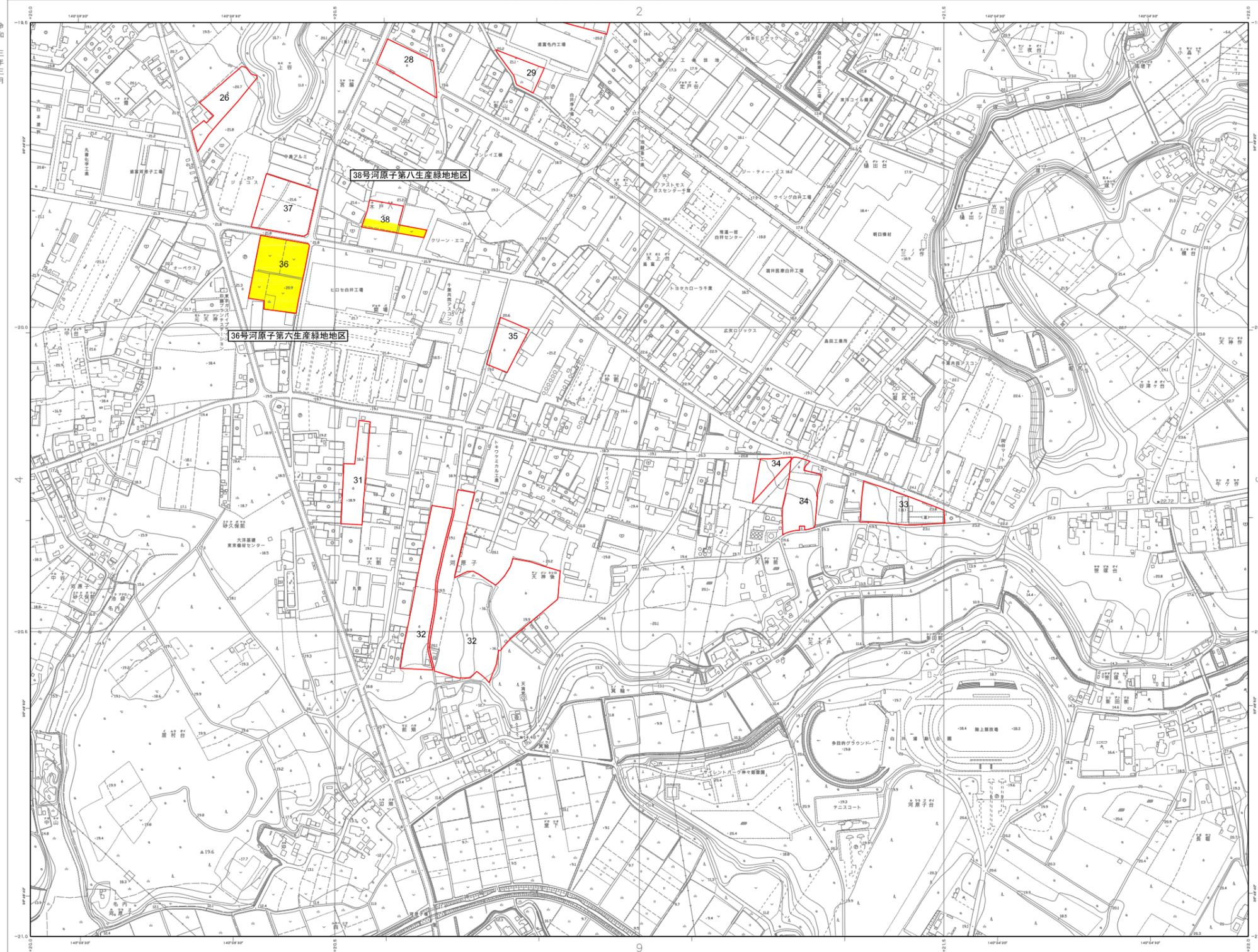




# 白井市都市計画基本図 5

1:2,500  
5 (IX-KE 65-3)

凡例  
 既定区域  
 廃止する区域



5 (IX-KE 65-3)

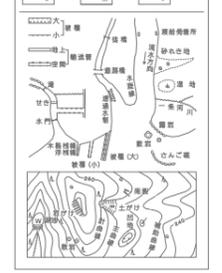


記号

▲ 37.2 三角点	▲ 12.04 水準点	▲ 42.3 歩道点	▲ 35.6 歩道点	▲ 25.73 歩道点	▲ 45.6 歩道点	▲ 25.6 歩道点	▲ 18.7 歩道点
○ 37.2 三角点	○ 12.04 水準点	○ 42.3 歩道点	○ 35.6 歩道点	○ 25.73 歩道点	○ 45.6 歩道点	○ 25.6 歩道点	○ 18.7 歩道点

○ 公園							
○ 公園							
○ 公園							
○ 公園							

○ 公園							
○ 公園							
○ 公園							
○ 公園							



本図は平成14年国土交通省告示第0号の決定による第IX種都市計画図に示してある数値はメートル単位であり、0.5メートル未満の数値は表示しない。等高線の間隔は2メートル、本図は北方向を示す。矢印は北方向を示す。千葉県調整水準点の基準日は平成25年1月1日。

平成17年測量  
平成20年測量  
平成23年測量  
令和3年測量

1. 平成22年12月補訂  
2. 平成23年12月補訂  
3. 平成28年12月補訂  
4. 平成29年7月補訂  
5. 令和元年12月補訂  
6. 令和2年7月補訂

平面図内数値は、世界測地系 (JGD2011) とする。



この図面は、国土測図員が測量を以て得たものである。  
 (測量番号) 926 測日 第32号  
 この図面は、国土測図員が測量を以て得たものである。  
 (測量番号) 929 測日 第79号  
 この図面は、国土測図員が測量を以て得たものである。  
 (測量番号) 92 測日 第109号

計画機関 白井市  
作業機関 株式会社パスコ

5 (IX-KE 65-3)

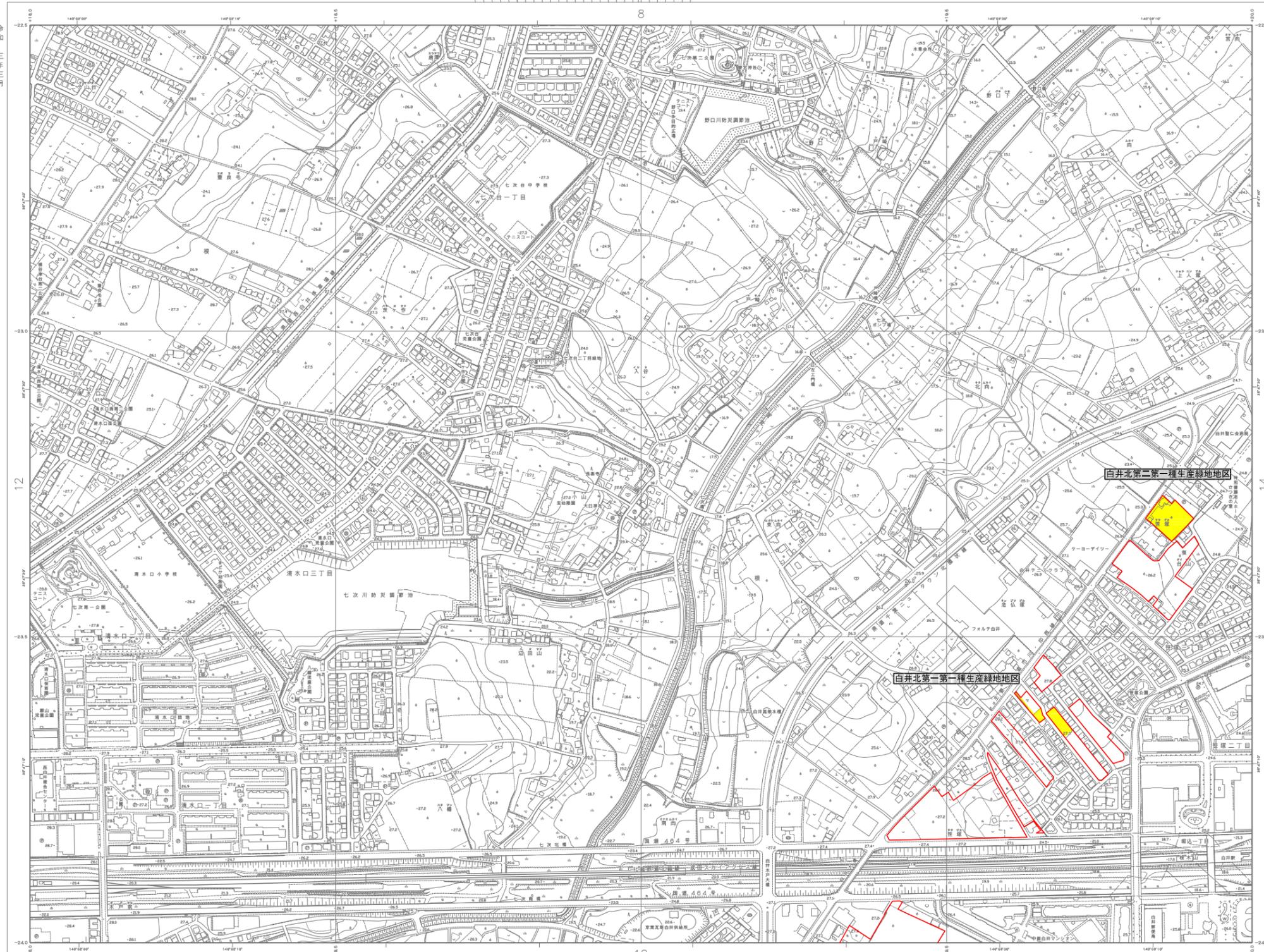


1:2,500  
13 (IX-KE 74-4)

# 白井市都市計画基本図 13

凡例

- 既決定区域
- 廃止する区域



13 (IX-KE 74-4)



記号

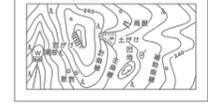
△ 37.2 三角点	● 12.04 水準点
▲ 42.5 多角点	○ 35.6 字区界線
▽ 35.6 字区界線	○ 25.73 字区界線
▲ 45.6 電子基準点	○ 25.6 電子基準点
○ 25.6 電子基準点	○ 18.7 電子基準点

○ 官公庁	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園

○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園

○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園

○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園
○ 公園	○ 公園	○ 公園	○ 公園



標準系は平成14年国土交通省告示第9号の測定による国IX標準系  
 投影はメルカトル法  
 距離に示してある距離はキロメートル単位  
 面積は0.5キロメートル単位  
 等高線に示してある標高は平均海面  
 高さの基準は東京湾の平均海面  
 等高線の間隔は2メートル  
 本図は北方向を示す  
 矢印は北方向を示す  
 千原測量所水準点の基準日は平成25年1月1日

平成17年測量  
 平成20年測量  
 平成30年測量  
 令和3年測量

1. 平成22年12月測量 縮尺コース(C6, C7, C8) (縮尺係数1.25)  
 2. 平成22年12月測量  
 3. 平成28年12月測量  
 4. 平成29年7月測量  
 5. 令和元年12月測量  
 6. 令和2年7月測量

平面直角座標系は、世界測地系 (JGD2011) とする



この測量成果は、国土情報局長の助成を受けて得たものである。  
 (助成番号) 926 関分 第329号  
 この測量成果は、国土情報局長の助成を受けて得たものである。  
 (助成番号) 929 関分 第79号  
 この測量成果は、国土情報局長の助成を受けて得たものである。  
 (助成番号) 92 関分 第109号

計画機関 白井市  
 作業機関 株式会社パスコ

13 (IX-KE 74-4)

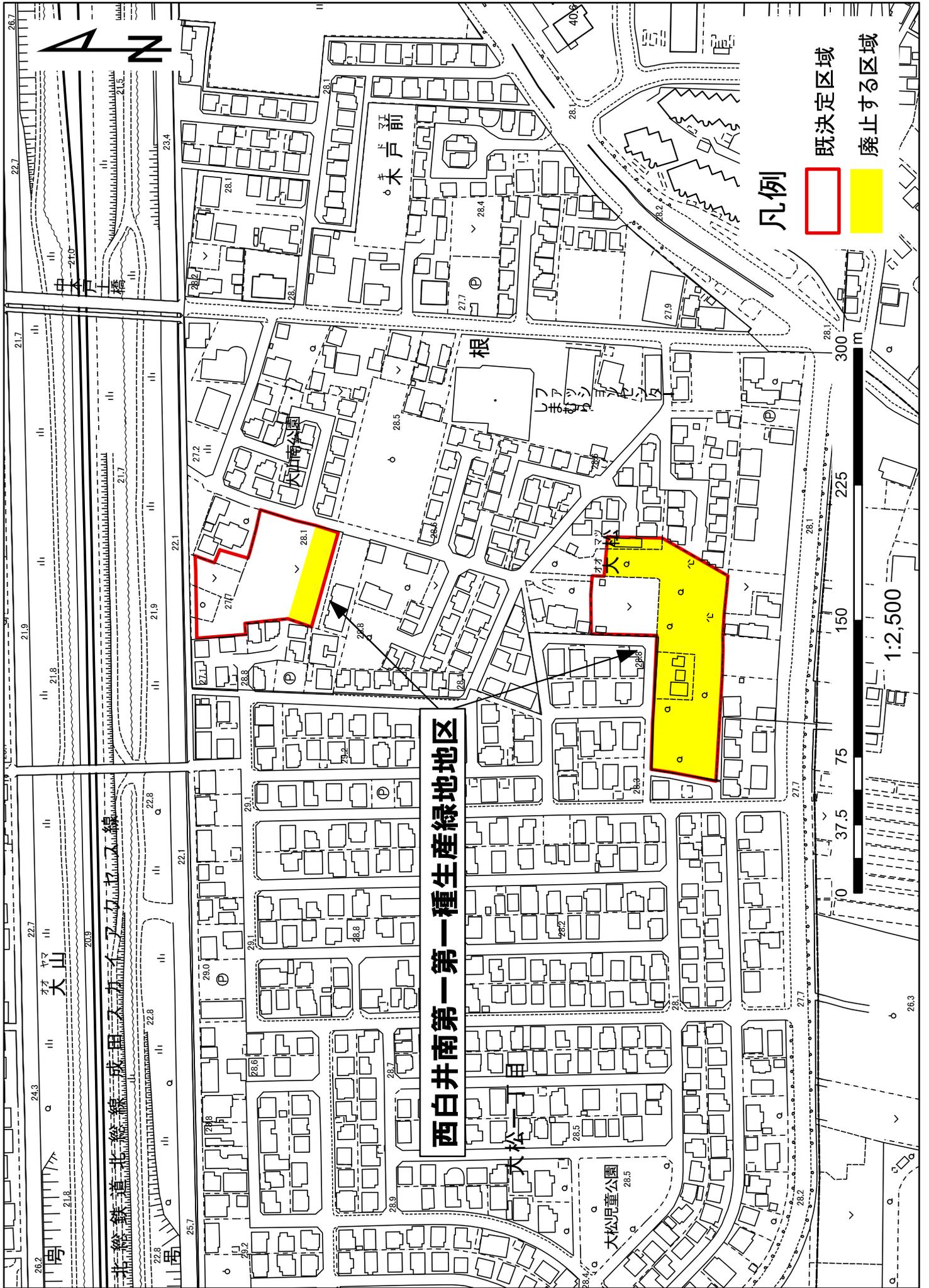




2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱い方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更(一部廃止)する。	
2. 変更する 生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名(西白井南第一第一種生産緑地地区) ②面積(下記のとおり) ③所在地番等(下記のとおり) ④所有者名(下記のとおり)	
一部廃止 △約0.37ha	西白井南第一第一種生産緑地地区 地番 白井市根字木戸前1029-10 白井市根字木戸前1029-11 白井市根字木戸前1029-18 白井市根字木戸前1029-35 白井市根字木戸前1029-72 白井市根字木戸前1029-73 白井市根字木戸前1029-76 白井市根字清水口1699-10 白井市根字清水口1699-18 白井市根字大山1963-69 白井市根字大山1963-129 白井市根字大山1963-130 白井市根字大山1963-138 白井市根字大山1963-139 白井市根字大山1964-4 白井市根字大山1964-8 白井市根字大山1964-58 白井市根字大山1966-12 白井市根字大松1965-6 白井市根字大松1965-8 白井市根字大松1968-5 白井市根字大松1968-6 白井市根字大松1968-77 (計)	面積 2,266㎡ 2,604㎡ 307㎡ 24㎡ 80㎡ 114㎡ 239㎡ 2,132㎡ 2,926㎡ 797㎡ (△ 797㎡) 312㎡ 1,366㎡ 1,016㎡ 694㎡ 2,324㎡ 251㎡ 463㎡ 441㎡ 991㎡ 760㎡ 1,983㎡ (△ 1,983㎡) 944㎡ (△ 944㎡) 1,863㎡ 変更前 24,897㎡ 変更後 21,173㎡ (△ 3,724㎡)
3. 変更に至る経緯 (白井市根字大山1963-69)	S61.12.23 R1.8.26 R1.10.1 R1.10.18 R1.11.8 R1.11.26	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。
3. 変更に至る経緯 (白井市根字大松1968-5 白井市根字大松1968-6)	S61.12.23 R2.11.24 R2.12.21 R2.12.22 R3.2.9 R3.2.24	生産緑地地区に指定 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。
4. 農業委員会の意見	特になし	

5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1)案の縦覧 令和4年1月 (2)市都市計画審議会 令和4年5月

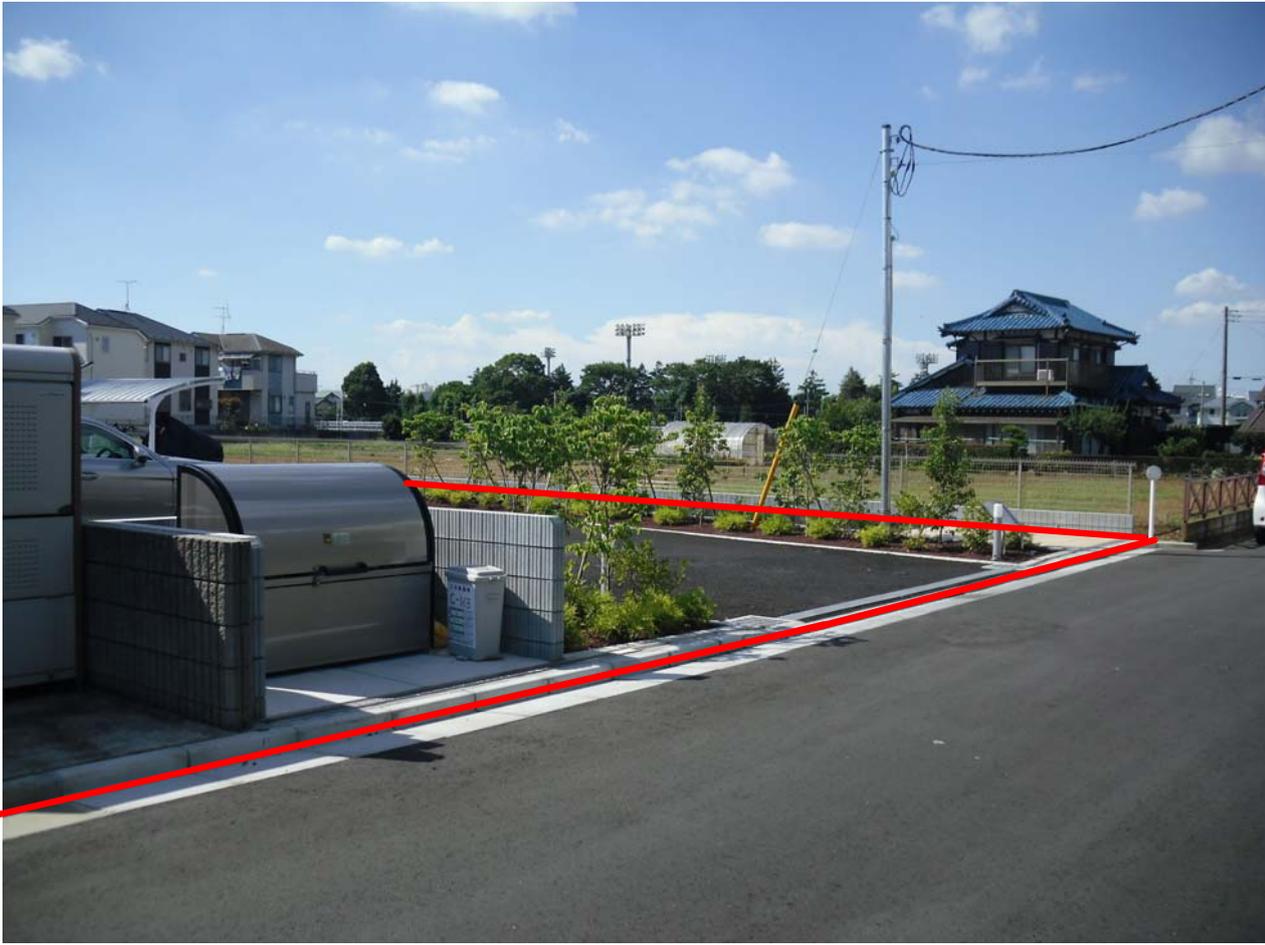


西白井南第一第一種生産緑地地区

凡例

- 既定区域
- 廃止する区域

1:2,500





2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更（一部廃止）する。																																																												
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名（白井北第一第一種生産緑地地区） ②面積（下記のとおり） ③所在地番等（下記のとおり） ④所有者名（下記のとおり）																																																												
一部廃止 △約0.13ha	<p>白井北第一第一種生産緑地地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地番</th> <th style="text-align: center;">面積</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井市根字笹塚123-1</td> <td style="text-align: right;">1,607㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚123-3</td> <td style="text-align: right;">42㎡</td> <td style="text-align: right;">(△ 42㎡)</td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚123-5</td> <td style="text-align: right;">680㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚123-22</td> <td style="text-align: right;">412㎡</td> <td style="text-align: right;">(△ 412㎡)</td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚123-53</td> <td style="text-align: right;">819㎡</td> <td style="text-align: right;">(△ 819㎡)</td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚123-72</td> <td style="text-align: right;">1,465㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚123-73</td> <td style="text-align: right;">2,885㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚126-5</td> <td style="text-align: right;">1,160㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚126-6</td> <td style="text-align: right;">751㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚128-1</td> <td style="text-align: right;">501㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚128-2</td> <td style="text-align: right;">1,411㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚129-3</td> <td style="text-align: right;">3,684㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚130-1</td> <td style="text-align: right;">1,249㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚131-1</td> <td style="text-align: right;">142㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚137-23</td> <td style="text-align: right;">3㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚139-1</td> <td style="text-align: right;">6,302㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚139-2</td> <td style="text-align: right;">991㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚140-4</td> <td style="text-align: right;">544㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(計)</td> <td style="text-align: center;">変更前 24,648㎡</td> <td style="text-align: center;">変更後 23,375㎡ (△ 1,273㎡)</td> </tr> </tbody> </table>	地番	面積		白井市根字笹塚123-1	1,607㎡		白井市根字笹塚123-3	42㎡	(△ 42㎡)	白井市根字笹塚123-5	680㎡		白井市根字笹塚123-22	412㎡	(△ 412㎡)	白井市根字笹塚123-53	819㎡	(△ 819㎡)	白井市根字笹塚123-72	1,465㎡		白井市根字笹塚123-73	2,885㎡		白井市根字笹塚126-5	1,160㎡		白井市根字笹塚126-6	751㎡		白井市根字笹塚128-1	501㎡		白井市根字笹塚128-2	1,411㎡		白井市根字笹塚129-3	3,684㎡		白井市根字笹塚130-1	1,249㎡		白井市根字笹塚131-1	142㎡		白井市根字笹塚137-23	3㎡		白井市根字笹塚139-1	6,302㎡		白井市根字笹塚139-2	991㎡		白井市根字笹塚140-4	544㎡		(計)	変更前 24,648㎡	変更後 23,375㎡ (△ 1,273㎡)
地番	面積																																																												
白井市根字笹塚123-1	1,607㎡																																																												
白井市根字笹塚123-3	42㎡	(△ 42㎡)																																																											
白井市根字笹塚123-5	680㎡																																																												
白井市根字笹塚123-22	412㎡	(△ 412㎡)																																																											
白井市根字笹塚123-53	819㎡	(△ 819㎡)																																																											
白井市根字笹塚123-72	1,465㎡																																																												
白井市根字笹塚123-73	2,885㎡																																																												
白井市根字笹塚126-5	1,160㎡																																																												
白井市根字笹塚126-6	751㎡																																																												
白井市根字笹塚128-1	501㎡																																																												
白井市根字笹塚128-2	1,411㎡																																																												
白井市根字笹塚129-3	3,684㎡																																																												
白井市根字笹塚130-1	1,249㎡																																																												
白井市根字笹塚131-1	142㎡																																																												
白井市根字笹塚137-23	3㎡																																																												
白井市根字笹塚139-1	6,302㎡																																																												
白井市根字笹塚139-2	991㎡																																																												
白井市根字笹塚140-4	544㎡																																																												
(計)	変更前 24,648㎡	変更後 23,375㎡ (△ 1,273㎡)																																																											
3. 変更に至る経緯 (白井市根字笹塚123-53)	<p>S61. 12. 23 生産緑地地区に指定</p> <p>R1. 12. 3 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。</p> <p>R1. 12. 26 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。</p> <p>R2. 1. 9 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。</p> <p>R2. 2. 6 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。</p> <p>R2. 3. 3 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。</p>																																																												
3. 変更に至る経緯 (白井市根字笹塚123-3) (白井市根字笹塚123-22)	<p>S61. 12. 23 生産緑地地区に指定</p> <p>R2. 10. 28 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。</p> <p>R2. 11. 24 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。</p> <p>R2. 11. 25 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。</p> <p>R3. 1. 7 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。</p> <p>R3. 1. 28 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。</p>																																																												
4. 農業委員会の意見	特になし																																																												

5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし
6. 今後の予定	(1) 案の縦覧 令和4年1月 (2) 市都市計画審議会 令和4年5月









2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

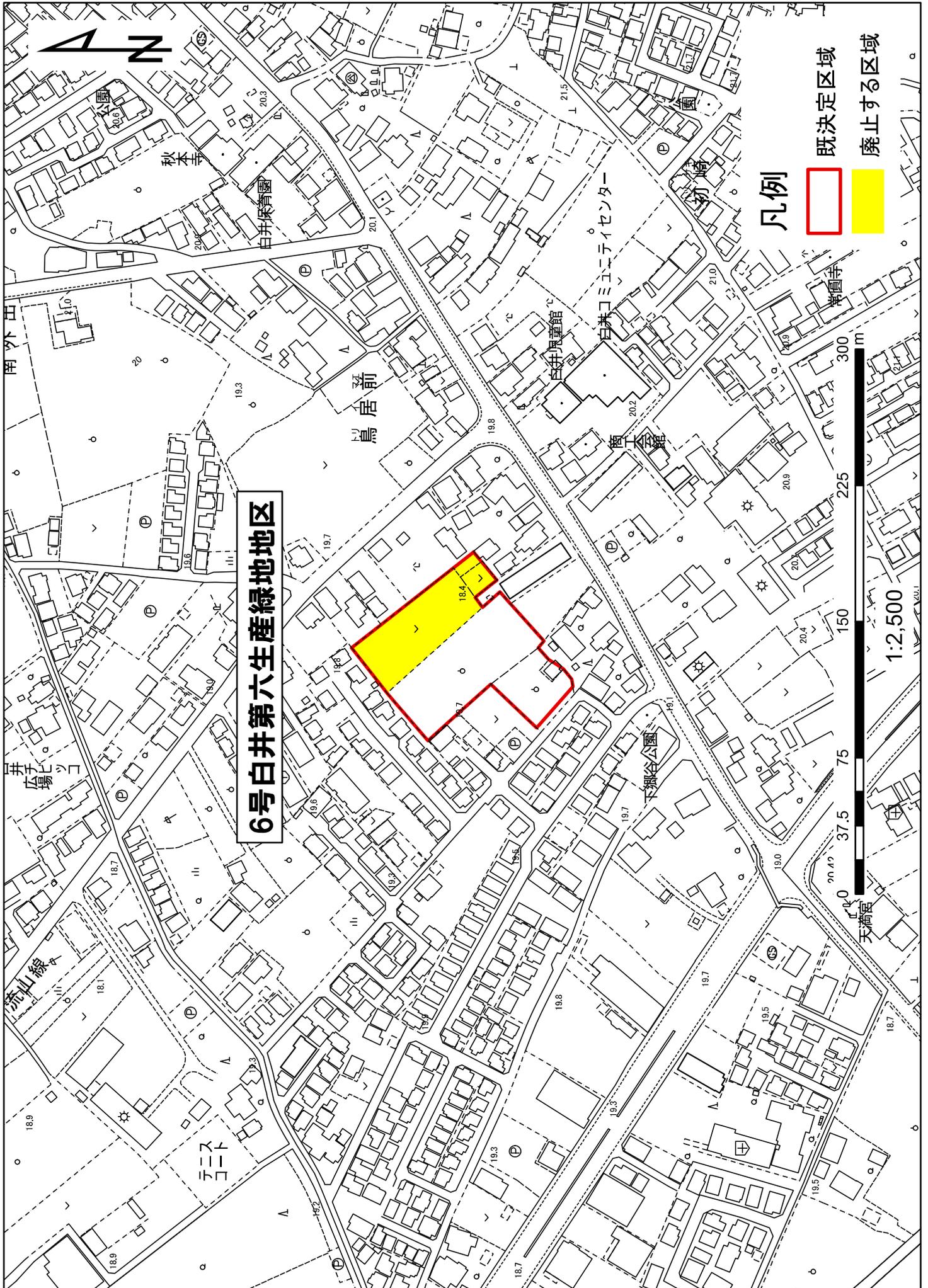
1. 都市計画変更に係る取扱方針	地積の錯誤訂正に伴い、面積に減少が生じたことから都市計画面積の変更を行う。 生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更（一部廃止）する。																								
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名（白井北第二第一種生産緑地地区） ②面積（下記のとおり） ③所在地番等（下記のとおり） ④所有者名（下記のとおり）																								
地積更生及び一部廃止 △約0.37ha	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地番</th> <th style="text-align: right;">面積</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井市復字台山1142-16</td> <td style="text-align: right;">1,833㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市復字台山1142-19</td> <td style="text-align: right;">3,245㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚120-2</td> <td style="text-align: right;">3,059㎡</td> <td style="text-align: right;">(△ 3,059㎡)</td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚120-30</td> <td style="text-align: right;">396㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚120-31</td> <td style="text-align: right;">2,000㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市根字笹塚120-34</td> <td style="text-align: right;">1,697㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding-top: 20px;">           変更前 12,930㎡ 変更後 9,171㎡ (△ 3,059㎡)            ※地積更生 (△ 700㎡)            (計) (△ 3,759㎡)         </td> </tr> </tbody> </table>	地番	面積		白井市復字台山1142-16	1,833㎡		白井市復字台山1142-19	3,245㎡		白井市根字笹塚120-2	3,059㎡	(△ 3,059㎡)	白井市根字笹塚120-30	396㎡		白井市根字笹塚120-31	2,000㎡		白井市根字笹塚120-34	1,697㎡		変更前 12,930㎡ 変更後 9,171㎡ (△ 3,059㎡) ※地積更生 (△ 700㎡) (計) (△ 3,759㎡)		
地番	面積																								
白井市復字台山1142-16	1,833㎡																								
白井市復字台山1142-19	3,245㎡																								
白井市根字笹塚120-2	3,059㎡	(△ 3,059㎡)																							
白井市根字笹塚120-30	396㎡																								
白井市根字笹塚120-31	2,000㎡																								
白井市根字笹塚120-34	1,697㎡																								
変更前 12,930㎡ 変更後 9,171㎡ (△ 3,059㎡) ※地積更生 (△ 700㎡) (計) (△ 3,759㎡)																									
3. 変更に至る経緯	<p>S61. 12. 23 生産緑地地区に指定</p> <p>R2. 10. 13 生産緑地指定後10年経過により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。</p> <p>R2. 11. 6 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。</p> <p>R2. 11. 9 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。</p> <p>R2. 12. 9 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。</p> <p>R3. 1. 13 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。</p>																								
4. 農業委員会の意見	特になし																								
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で当生産緑地地区の合方針及び都市施との重複	特になし																								
6. 今後の予定	<table style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 案の縦覧</td> <td style="text-align: right;">令和4年1月</td> </tr> <tr> <td>(2) 市都市計画審議会</td> <td style="text-align: right;">令和4年5月</td> </tr> </table>	(1) 案の縦覧	令和4年1月	(2) 市都市計画審議会	令和4年5月																				
(1) 案の縦覧	令和4年1月																								
(2) 市都市計画審議会	令和4年5月																								





2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更（一部廃止）する。																					
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名（6号白井第六生産緑地地区） ②面積（下記のとおり） ③所在地番等（下記のとおり） ④所有者名（下記のとおり）																					
一部廃止 △約0.23ha	<p>6号白井第六生産緑地地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">地番</th> <th style="width: 20%;">面積</th> <th style="width: 40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井市白井字鳥居前436-3</td> <td>2,283㎡</td> <td>(△ 2,283㎡)</td> </tr> <tr> <td>白井市白井字鳥居前436-5</td> <td>1,388㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市白井字鳥居前437-1</td> <td>1,497㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市白井字鳥居前437-6</td> <td>198㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市白井字鳥居前437-7</td> <td>961㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(計) 変更前 6,327㎡ 変更後 4,044㎡ (△ 2,283㎡)</td> </tr> </tbody> </table>	地番	面積		白井市白井字鳥居前436-3	2,283㎡	(△ 2,283㎡)	白井市白井字鳥居前436-5	1,388㎡		白井市白井字鳥居前437-1	1,497㎡		白井市白井字鳥居前437-6	198㎡		白井市白井字鳥居前437-7	961㎡		(計) 変更前 6,327㎡ 変更後 4,044㎡ (△ 2,283㎡)		
地番	面積																					
白井市白井字鳥居前436-3	2,283㎡	(△ 2,283㎡)																				
白井市白井字鳥居前436-5	1,388㎡																					
白井市白井字鳥居前437-1	1,497㎡																					
白井市白井字鳥居前437-6	198㎡																					
白井市白井字鳥居前437-7	961㎡																					
(計) 変更前 6,327㎡ 変更後 4,044㎡ (△ 2,283㎡)																						
3. 変更に至る経緯	<p>H13. 11. 16 生産緑地地区に指定</p> <p>R1. 10. 9 主たる従事者の故障により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。</p> <p>R1. 11. 6 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。</p> <p>R1. 11. 6 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。</p> <p>R1. 12. 6 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。</p> <p>R2. 1. 9 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。</p>																					
4. 農業委員会の意見	特になし																					
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし																					
6. 今後の予定	<p>(1) 案の縦覧 令和4年1月</p> <p>(2) 市都市計画審議会 令和4年5月</p>																					



**6号白井第六生産緑地地区**

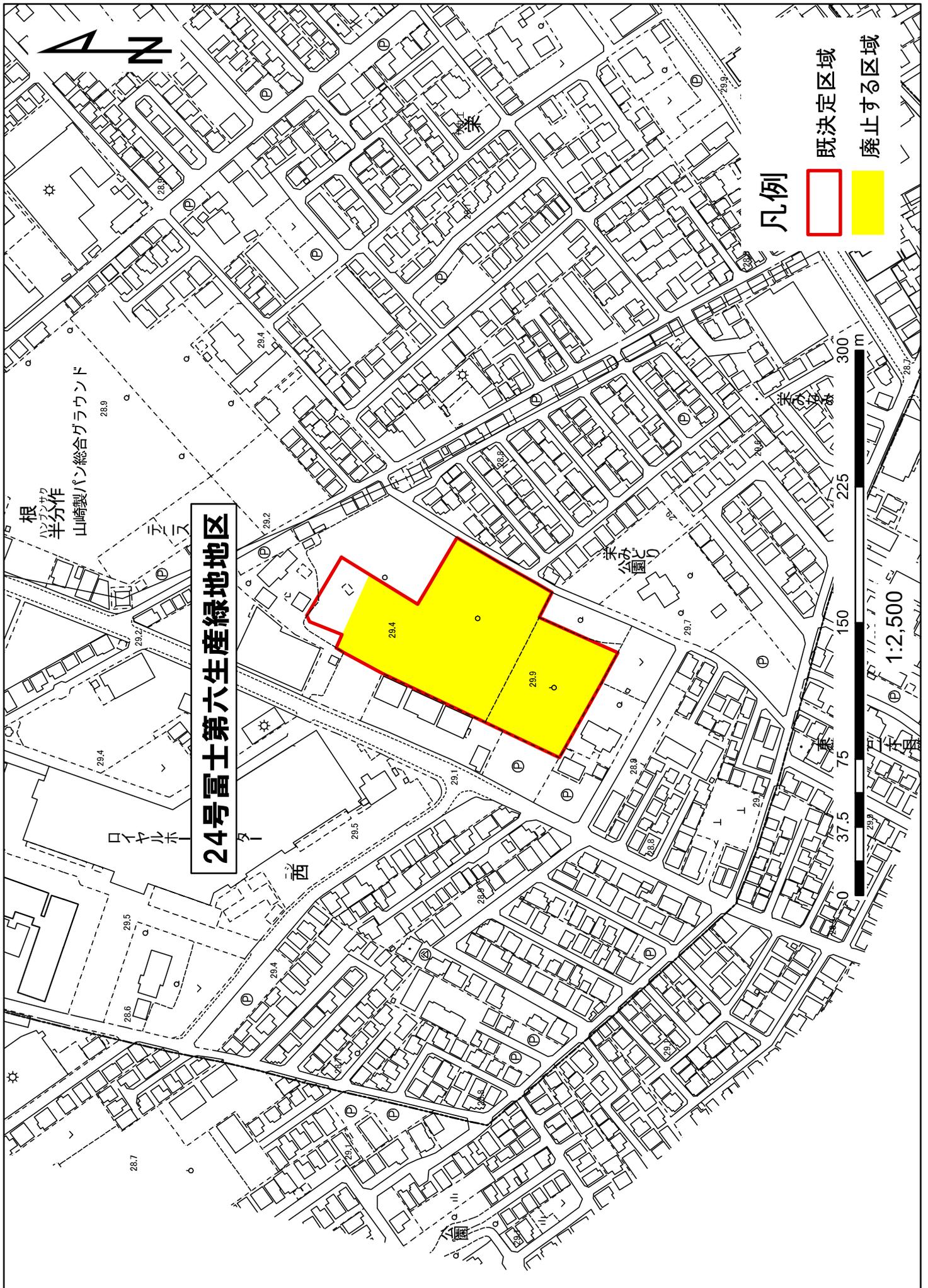
**凡例**

- 既決定区域
- 廃止する区域



2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

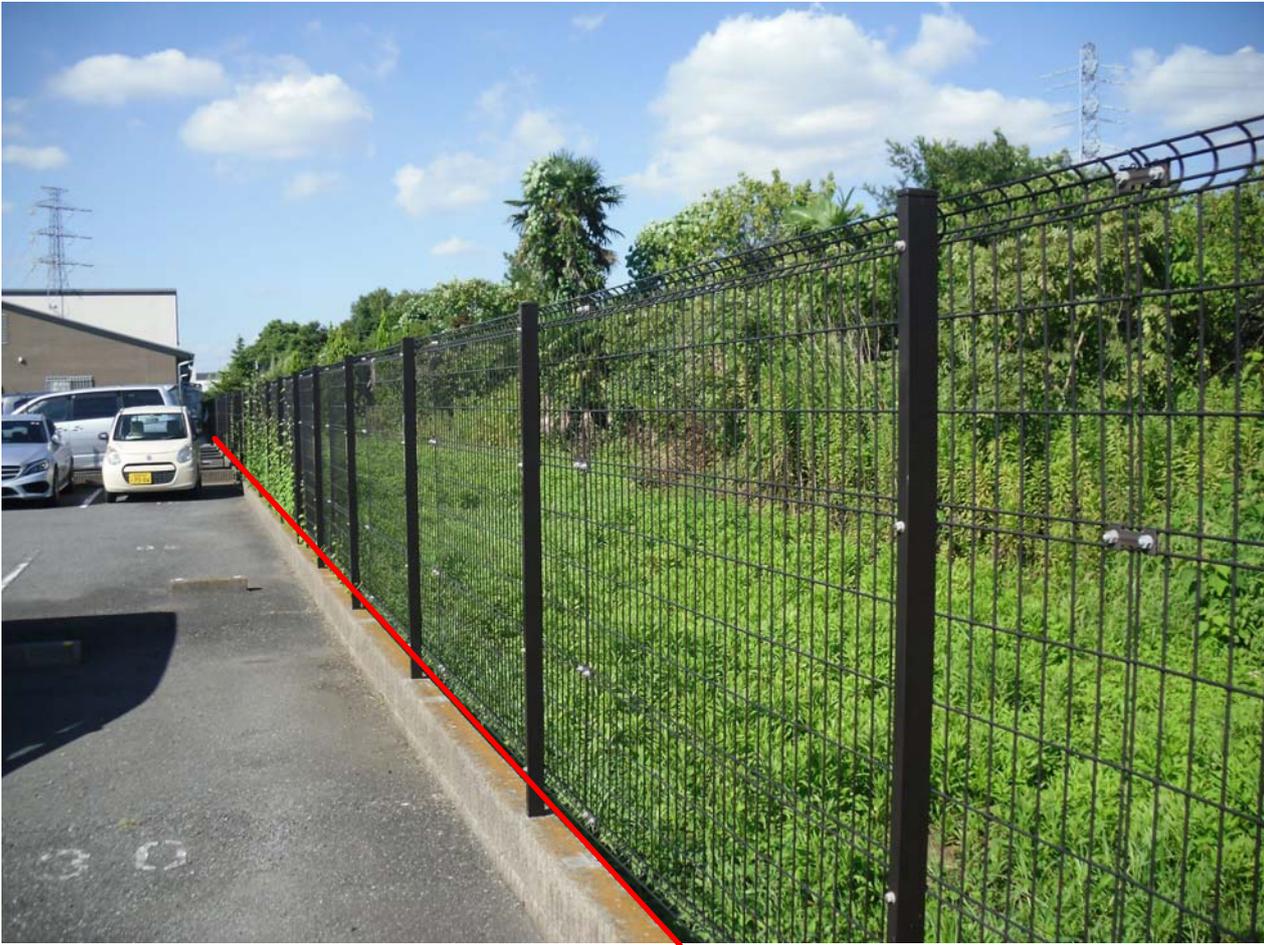
1. 都市計画変更に係る取扱方針	公共施設等の用地に供されたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更（一部廃止）する。															
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名（24号富士第六生産緑地地区） ②面積（下記のとおり） ③所在地番等（下記のとおり） ④所有者名（下記のとおり）															
一部廃止 △約0.83ha	24号富士第六生産緑地地区 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地番</th> <th style="text-align: center;">面積</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井市富士字栄129-1</td> <td style="text-align: right;">3,970㎡</td> <td style="text-align: right;">(△ 3,970㎡)</td> </tr> <tr> <td>白井市富士字栄129-6</td> <td style="text-align: right;">837㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市富士字栄129-32</td> <td style="text-align: right;">4,268㎡</td> <td style="text-align: right;">(△ 4,268㎡)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(計)</td> <td style="text-align: right;">変更前 9,075㎡ 変更後 837㎡</td> <td style="text-align: right;">(△ 8,238㎡)</td> </tr> </tbody> </table>	地番	面積		白井市富士字栄129-1	3,970㎡	(△ 3,970㎡)	白井市富士字栄129-6	837㎡		白井市富士字栄129-32	4,268㎡	(△ 4,268㎡)	(計)	変更前 9,075㎡ 変更後 837㎡	(△ 8,238㎡)
地番	面積															
白井市富士字栄129-1	3,970㎡	(△ 3,970㎡)														
白井市富士字栄129-6	837㎡															
白井市富士字栄129-32	4,268㎡	(△ 4,268㎡)														
(計)	変更前 9,075㎡ 変更後 837㎡	(△ 8,238㎡)														
3. 変更に至る経緯	H13. 11. 16 生産緑地地区に指定 H27. 3. 3 都市計画公園 都市計画決定 R2. 3. 24 都市計画公園 事業認可 R3. 11. 30 生産緑地法第8条第4項の生産緑地地区内行為通知書が通知される。															
4. 農業委員会の意見	特になし															
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし															
6. 今後の予定	(1) 案の縦覧 令和4年1月 (2) 市都市計画審議会 令和4年5月															



24号富士第六生産緑地地区

凡例

- 既定区域
- 廃止する区域



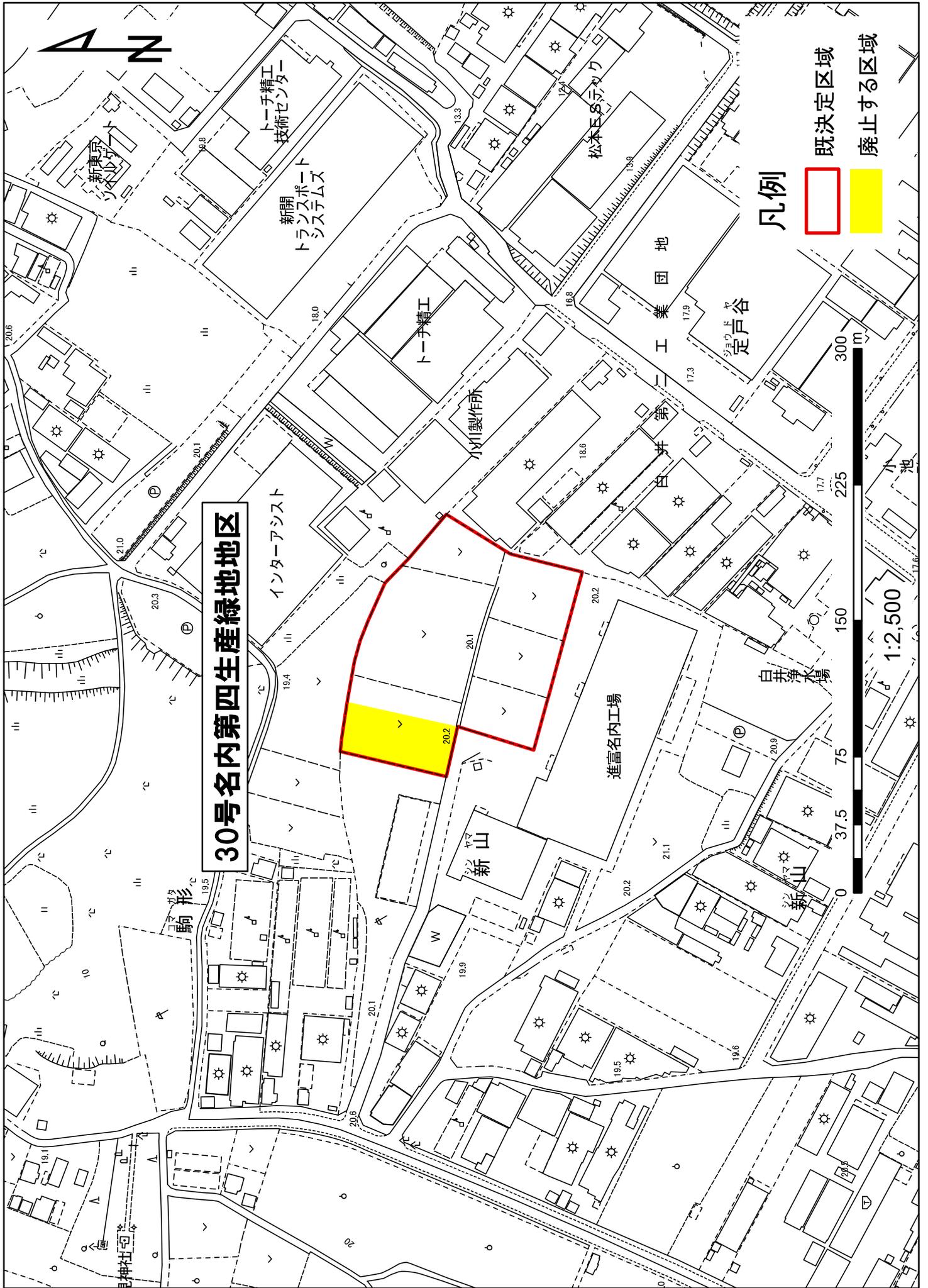






## 2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更（一部廃止）する。															
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名（30号名内第四生産緑地地区） ②面積（下記のとおり） ③所在地番等（下記のとおり） ④所有者名（下記のとおり）															
一部廃止 △約0.21ha	<p>30号名内第四生産緑地地区</p> <table border="1" data-bbox="560 517 1490 680"> <thead> <tr> <th>地番</th> <th>面積</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井市名内字新山371-2</td> <td>8,174㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白井市名内字新山371-8</td> <td>2,082㎡</td> <td>(△ 2,082㎡)</td> </tr> <tr> <td>白井市名内字駒形372-1</td> <td>3,867㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(計)</td> <td>変更前 14,123㎡</td> <td>変更後 12,041㎡ (△ 2,082㎡)</td> </tr> </tbody> </table>	地番	面積		白井市名内字新山371-2	8,174㎡		白井市名内字新山371-8	2,082㎡	(△ 2,082㎡)	白井市名内字駒形372-1	3,867㎡		(計)	変更前 14,123㎡	変更後 12,041㎡ (△ 2,082㎡)
地番	面積															
白井市名内字新山371-2	8,174㎡															
白井市名内字新山371-8	2,082㎡	(△ 2,082㎡)														
白井市名内字駒形372-1	3,867㎡															
(計)	変更前 14,123㎡	変更後 12,041㎡ (△ 2,082㎡)														
3. 変更に至る経緯	<p>H13.11.16 生産緑地地区に指定</p> <p>R1.12.23 主たる従事者の故障により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。</p> <p>R2.1.22 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。</p> <p>R2.1.22 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。</p> <p>R2.2.6 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。</p> <p>R2.3.23 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。</p>															
4. 農業委員会の意見	特になし															
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし															
6. 今後の予定	<p>(1) 案の縦覧 令和4年1月</p> <p>(2) 市都市計画審議会 令和4年5月</p>															



**30号名内第四生産緑地地区**

**凡例**

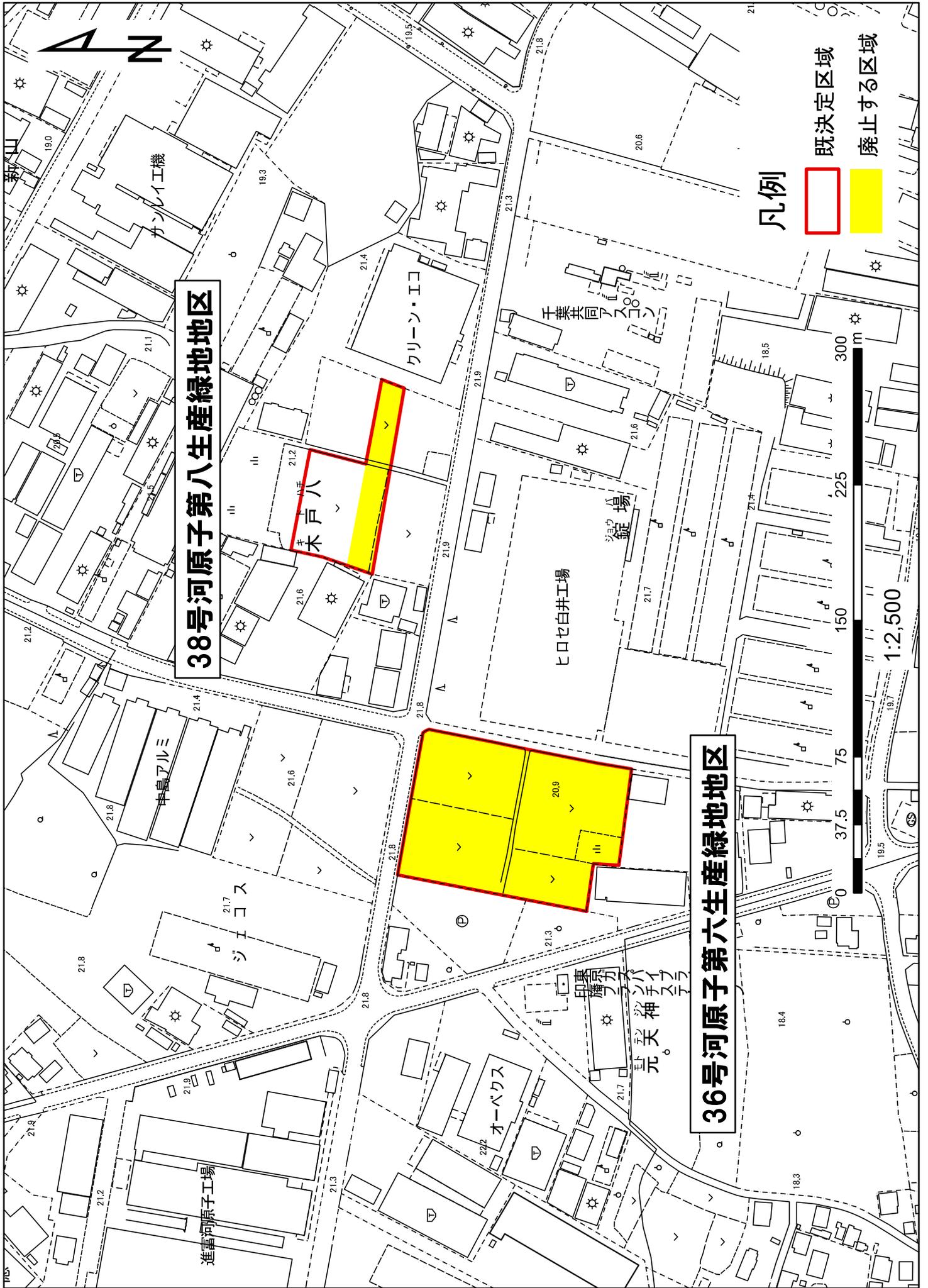
- 既定区域
- 廃止する区域

1:2,500



## 2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更（廃止）する。												
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名（36号河原子第六生産緑地地区） ②面積（下記のとおり） ③所在地番等（下記のとおり） ④所有者名（下記のとおり）												
廃止 △約0.82ha	36号河原子第六生産緑地地区 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地番</th> <th style="text-align: center;">面積</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井市河原子字元天神356-1</td> <td style="text-align: right;">5,756㎡</td> <td style="text-align: right;">(△ 5,756㎡)</td> </tr> <tr> <td>白井市河原子字元天神356-3</td> <td style="text-align: right;">2,482㎡</td> <td style="text-align: right;">(△ 2,482㎡)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(計)</td> <td style="text-align: center;">変更前 8,238㎡</td> <td style="text-align: center;">変更後 0㎡ (△ 8,238㎡)</td> </tr> </tbody> </table>	地番	面積		白井市河原子字元天神356-1	5,756㎡	(△ 5,756㎡)	白井市河原子字元天神356-3	2,482㎡	(△ 2,482㎡)	(計)	変更前 8,238㎡	変更後 0㎡ (△ 8,238㎡)
地番	面積												
白井市河原子字元天神356-1	5,756㎡	(△ 5,756㎡)											
白井市河原子字元天神356-3	2,482㎡	(△ 2,482㎡)											
(計)	変更前 8,238㎡	変更後 0㎡ (△ 8,238㎡)											
3. 変更に至る経緯 (白井市河原子字元天神356-3)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R2.5.15 主たる従事者の故障により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R2.6.10 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R2.6.10 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R2.7.10 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R2.8.15 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。												
3. 変更に至る経緯 (白井市河原子字元天神356-1)	H13.11.16 生産緑地地区に指定 R2.5.15 主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。 R2.6.10 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。 R2.6.10 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあつせんを農業委員会へ依頼する。 R2.7.10 農業委員会からあつせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。 R2.8.15 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。												
4. 農業委員会の意見	特になし												
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし												
6. 今後の予定	(1) 案の縦覧 令和4年1月 (2) 市都市計画審議会 令和4年5月												



**38号河原子第八生産緑地地区**

**36号河原子第六生産緑地地区**

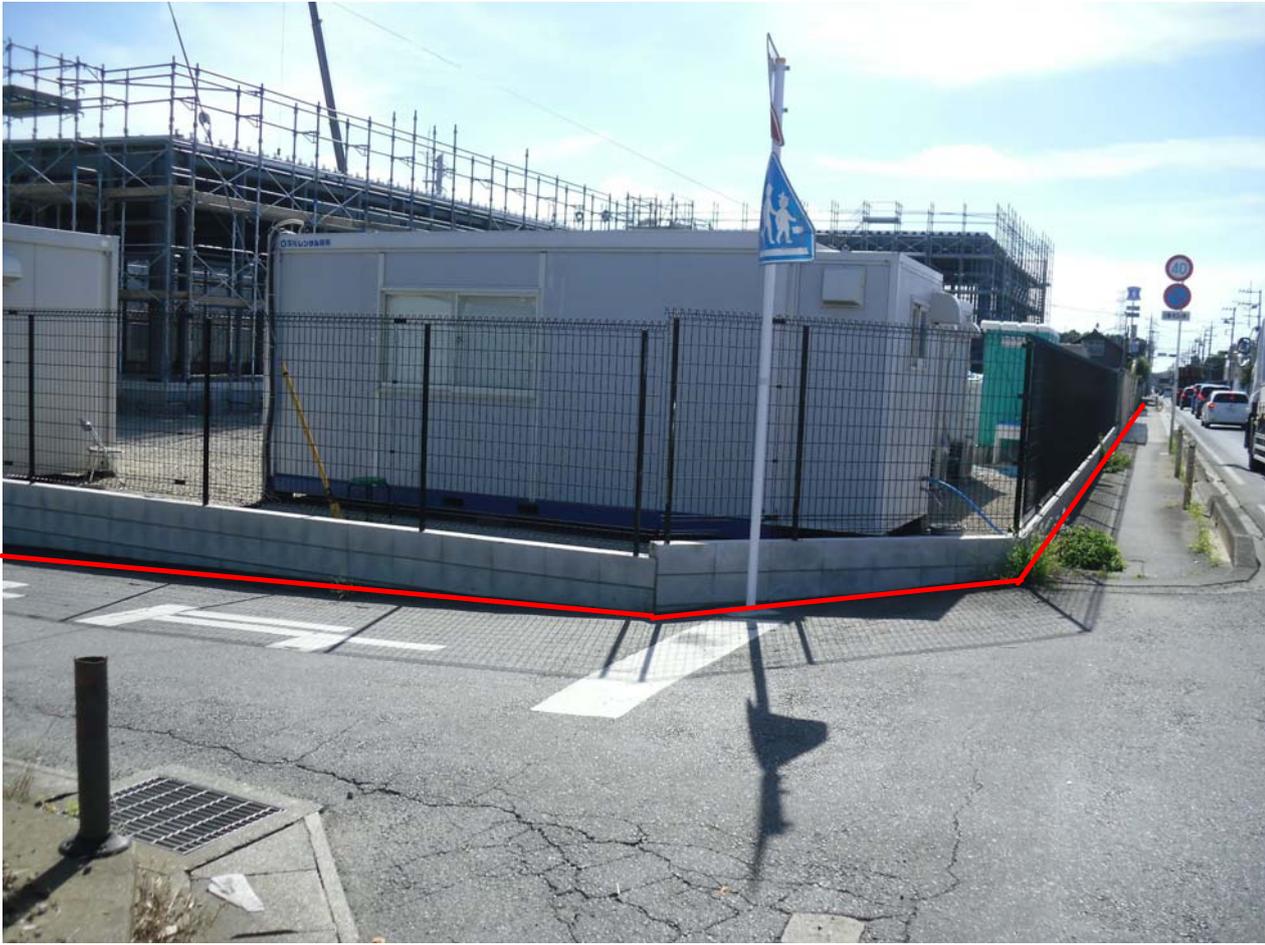
**凡例**

既定区域

廃止する区域

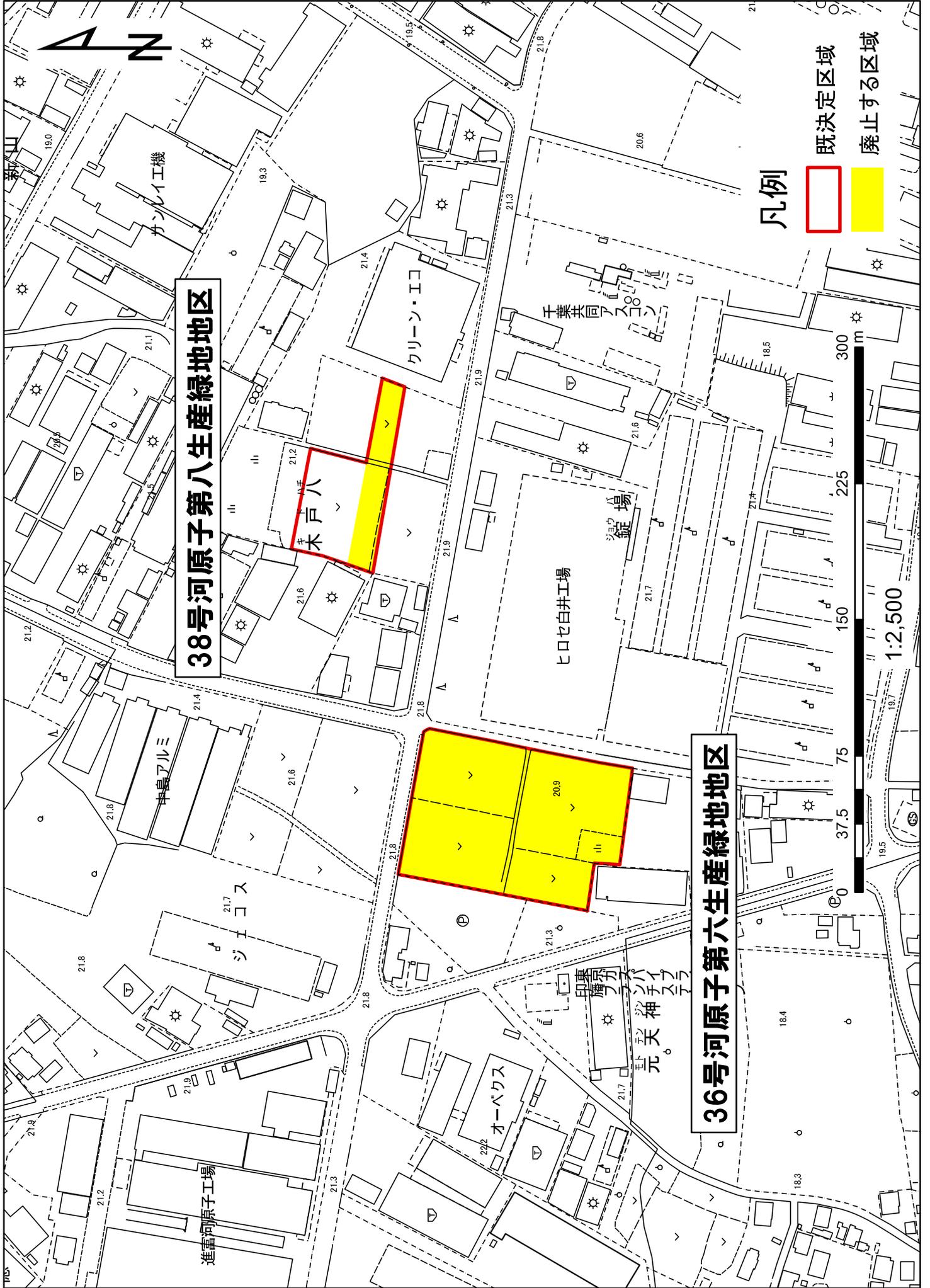






2 印西都市計画生産緑地地区の変更概要書

1. 都市計画変更に係る取扱方針	生産緑地法第14条の規定により行為の制限の解除がされたため、生産緑地としての機能が失われたことにより、当該地区について変更（一部廃止）する。														
2. 変更する生産緑地地区	①番号・生産緑地地区名（38号河原子第八生産緑地地区） ②面積（下記のとおり） ③所在地番等（下記のとおり） ④所有者名（下記のとおり）														
一部廃止 △約0.20ha	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="552 472 903 506">38号河原子第八生産緑地地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 506 903 539">地番</td> <td data-bbox="911 506 1501 539">面積</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 539 903 573">白井市河原子字木戸八365-3</td> <td data-bbox="911 539 1501 573">575㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 573 903 607">白井市河原子字木戸八365-4</td> <td data-bbox="911 573 1501 607">1,983㎡ (△ 1,983㎡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 607 903 640">白井市河原子字木戸八365-7</td> <td data-bbox="911 607 1501 640">779㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 640 903 674">白井市河原子字木戸八365-8</td> <td data-bbox="911 640 1501 674">317㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 674 903 696">(計)</td> <td data-bbox="911 674 1501 696">変更前 3,654㎡ 変更後 1,671㎡ (△ 1,983㎡)</td> </tr> </table>	38号河原子第八生産緑地地区		地番	面積	白井市河原子字木戸八365-3	575㎡	白井市河原子字木戸八365-4	1,983㎡ (△ 1,983㎡)	白井市河原子字木戸八365-7	779㎡	白井市河原子字木戸八365-8	317㎡	(計)	変更前 3,654㎡ 変更後 1,671㎡ (△ 1,983㎡)
38号河原子第八生産緑地地区															
地番	面積														
白井市河原子字木戸八365-3	575㎡														
白井市河原子字木戸八365-4	1,983㎡ (△ 1,983㎡)														
白井市河原子字木戸八365-7	779㎡														
白井市河原子字木戸八365-8	317㎡														
(計)	変更前 3,654㎡ 変更後 1,671㎡ (△ 1,983㎡)														
3. 変更に至る経緯	<p>H13. 11. 16 生産緑地地区に指定</p> <p>R1. 12. 23 主たる従事者の故障により、生産緑地法第10条の買取申出が提出される。</p> <p>R2. 1. 22 申出人に買取らない旨、生産緑地法第12条の規定により通知する。</p> <p>R2. 1. 22 生産緑地法第13条及び第17条の2の規定による農業従事者へのあっせんを農業委員会へ依頼する。</p> <p>R2. 2. 6 農業委員会からあっせんによる買取希望が無かった旨の回答を得る。</p> <p>R2. 3. 23 買取申出後3ヶ月が経過し、所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除になる。</p>														
4. 農業委員会の意見	特になし														
5. 緑の基本計画等関連諸計画との関係で該当生産緑地地区の整合方針及び都市施設との重複	特になし														
6. 今後の予定	<p>(1) 案の縦覧 令和4年1月</p> <p>(2) 市都市計画審議会 令和4年5月</p>														



**38号河原子第八生産緑地地区**

**36号河原子第六生産緑地地区**

凡例

- 既定区域
- 廃止する区域





## 印西都市計画生産緑地地区一覧表

名称		面積	備考
番号	生産緑地名		
1	— 西白井北第一種生産緑地地区	約 0.44 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約0.32ha 平成13年11月16日 一部廃止△約0.26ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.09ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.67ha 令和元年12月20日 一部廃止△約0.02ha
2	— 西白井南第一第一種生産緑地地区	約 2.12 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約1.44ha 平成13年11月16日 一部廃止△約1.76ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.49ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.04ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.19ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.10ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.17ha 令和4年●月●日 一部廃止△約0.37ha
3	— 西白井南第二第一種生産緑地地区	約 1.46 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.28ha 平成14年11月22日 一部廃止△約0.16ha
4	— 白井北第一第一種生産緑地地区	約 2.34 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.03ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.46ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.15ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.35ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.05ha ※分筆による地積更正 △0.56ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.14ha 令和4年●月●日 一部廃止△約0.13ha
5	— 白井北第二第一種生産緑地地区	約 0.92 ha	平成13年11月16日 一部廃止△約0.20ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.15ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.15ha 平成21年3月6日 一部廃止△約0.01ha ※分筆等による地積更正△約0.07ha 令和4年●月●日 一部廃止△約0.30ha
6	— 白井北第三第一種生産緑地地区	約 5.24 ha	平成17年2月25日 一部廃止△約0.13ha 平成25年2月19日 一部廃止△約0.03ha
7	— 白井南第一種生産緑地地区	約 6.41 ha	平成10年12月1日 一部廃止△約0.08ha 平成13年11月16日 一部廃止△約0.99ha 平成17年2月25日 一部廃止△約0.28ha 平成19年2月23日 一部廃止△約0.32ha 平成25年2月19日 一部廃止△約0.30ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.04ha
小計(7地区)		約 18.93 ha	
8	1 白井第一生産緑地地区	約 0.85 ha	
9	2 白井第二生産緑地地区	約 0.91 ha	
10	3 白井第三生産緑地地区	約 0.08 ha	
11	4 白井第四生産緑地地区	約 0.15 ha	
12	5 白井第五生産緑地地区	—	平成30年2月16日 廃止△約0.20ha
13	6 白井第六生産緑地地区	約 0.40 ha	令和4年●月●日 一部廃止△約0.23ha
14	7 復第一生産緑地地区	約 0.39 ha	

15	8	復第二生産緑地地区	約 0.16 ha	
16	9	復第三生産緑地地区	約 0.10 ha	
17	10	復第四生産緑地地区	約 0.11 ha	
18	11	復第五生産緑地地区	約 0.06 ha	
19	12	復第六生産緑地地区	約 0.60 ha	
20	13	復第七生産緑地地区	約 0.16 ha	
21	14	復第八生産緑地地区	約 0.52 ha	平成30年2月16日 一部廃止△0.12ha
22	15	復第九生産緑地地区	約 0.31 ha	
23	16	根第一生産緑地地区	約 0.37 ha	平成17年2月25日 一部廃止△約0.09ha 43号へ分割△約0.23ha 平成30年2月16日 一部廃止△0.02ha
24	17	根第二生産緑地地区	約 0.10 ha	平成19年2月23日 一部廃止△約0.72ha 44号へ分割△約0.30ha
25	18	根第三生産緑地地区	-	平成19年2月23日 一部廃止△約0.02ha 平成25年2月19日 廃止 △約0.19ha
26	19	富士第一生産緑地地区	-	平成30年2月16日 廃止△約0.09ha
27	20	富士第二生産緑地地区	-	平成21年3月6日 一部廃止△約0.06ha 平成27年8月11日 廃止△約0.27ha
28	21	富士第三生産緑地地区	約 1.06 ha	平成14年11月22日 追加 約0.10ha 平成27年8月11日 一部廃止△約0.02ha
29	22	富士第四生産緑地地区	約 0.38 ha	
30	24	富士第六生産緑地地区	約 0.08 ha	令和4年●月●日 一部廃止△約0.83ha
31	25	富士第七生産緑地地区	約 0.30 ha	
32	26	中第一生産緑地地区	約 0.43 ha	
33	27	名内第一生産緑地地区	-	平成30年2月16日 廃止△約0.50ha
34	28	名内第二生産緑地地区	約 0.47 ha	
35	29	名内第三生産緑地地区	約 0.22 ha	
36	30	名内第四生産緑地地区	約 1.20 ha	平成21年3月6日 一部廃止△約0.12ha 平成27年8月11日 一部廃止△約0.10ha 平成30年2月16日 一部廃止△約0.08ha 令和4年●月●日 一部廃止△約0.21ha
37	31	河原子第一生産緑地地区	約 0.46 ha	
38	32	河原子第二生産緑地地区	約 3.69 ha	
39	33	河原子第三生産緑地地区	約 0.62 ha	
40	34	河原子第四生産緑地地区	約 0.67 ha	平成14年11月22日 一部廃止△約0.29ha

41	35	河原子第五生産緑地地区	約 0.29 ha	平成14年11月22日 一部廃止△約0.10ha 平成23年7月12日 一部廃止△約0.50ha
42	36	河原子第六生産緑地地区	-	令和4年●月●日 廃止△約0.82ha
43	37	河原子第七生産緑地地区	約 0.75 ha	
44	38	河原子第八生産緑地地区	約 0.17 ha	令和元年12月20日 一部廃止△約0.32ha 令和4年●月●日 一部廃止△約0.20ha
45	39	西白井第一生産緑地地区	-	令和元年12月20日 廃止△約0.13ha
46	40	西白井第二生産緑地地区	-	令和元年12月20日 廃止△約0.06ha
47	41	西白井第三生産緑地地区	約 0.08 ha	
48	42	西白井第四生産緑地地区	-	令和元年12月20日 廃止△約0.38ha
49	43	根第四生産緑地地区	-	平成23年7月12日 一部廃止△約0.11ha 平成30年2月16日 廃止△約0.12ha
50	44	根第五生産緑地地区	約 0.30 ha	
		小 計(33地区)	約 16.44 ha	
		合 計(40地区)	約 35.37 ha	